

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ
 特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。
 また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

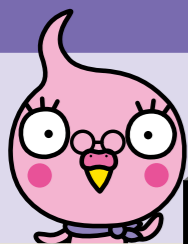
困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)
 ※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎03-3235-1155 **架空請求** ☎03-3235-2400
多重債務相談 受付時間:月~土曜・午前9時~午後5時 **専用相談** 受付時間:月~土曜・午前9時~午後5時



消費生活センターってどんなところ？



東京都消費生活総合センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格などのトラブルについて、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？
 消費者トラブルは、意外と身近なもので、誰もが被害者になる可能性があります。
 困ったときはひとりで悩まず、すぐ相談してください。

悪質商法!?

困ったときにはすぐ相談!



頼りになるカモ!

もしもし!

こちら
センターです

東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155



@tocho_shouhi 暮らしに役立つ情報発信中! <http://www.facebook.com/tocho.shouhi> 東京暮らしWEB 検索

■ キャッチセールス



駅前や繁華街の路上で「無料体験」「アンケート調査」「モデルに興味ない？」などと呼び止めて、**販売の目的を告げずに事務所などへ連れて行き**、ウマイ話を出して高額な契約を結ばせる商法。

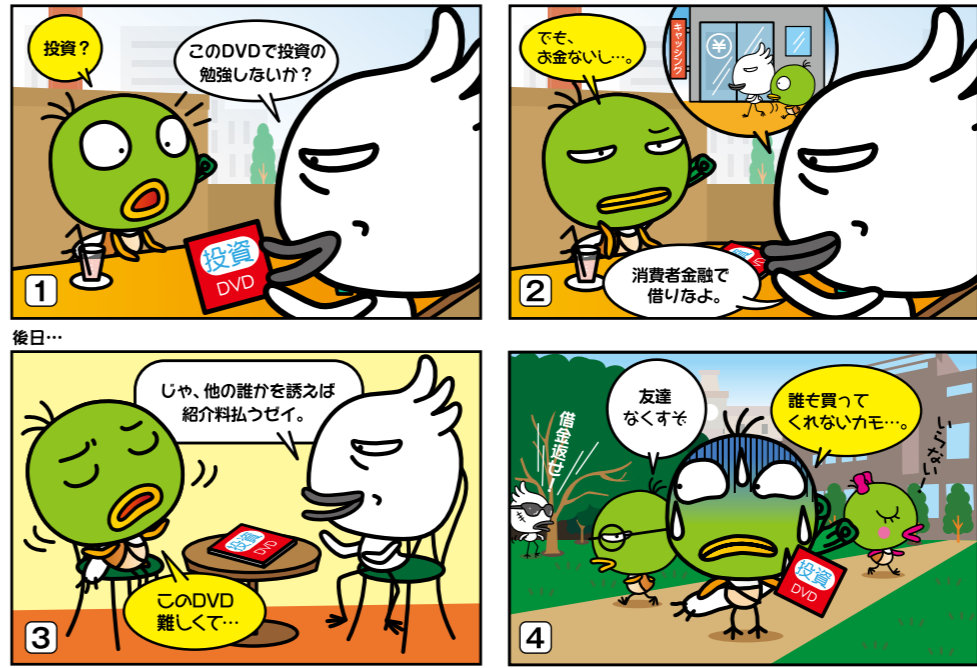
カモにならないために

- 路上などで声をかけられても、安易に個人情報を教えない。
- **ウマイ話を安易に信用しない。** 家族や周りの人の意見を聞いて慎重に対応しよう! しつこく勧誘されても「いらぬ」「買わない」としっかり断ろう。

■ こんな手口にも注意!

高額な美顔器や化粧品、アクセサリーなどを購入させるケースもあるので注意しましょう!

■ マルチ商法 / マルチまがい商法



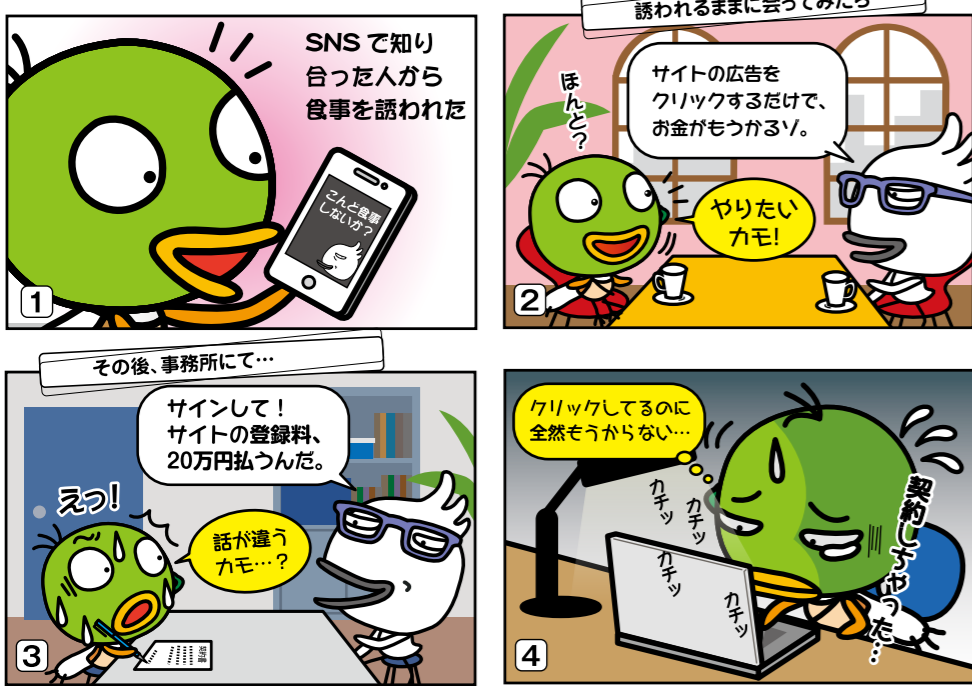
友達や知人に「必ずもうかる」などと誘われて商品等の販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させるとお金がもらえる仕組みの商法。

中には、先に商品の契約をさせ、別の人を加入させると紹介料がもらえると後から勧誘するマルチまがい商法も増えています。また、**無理やり消費者金融やクレジット契約を組ませる手口が増えています**が、全て自分の借金として返済しなければなりません。返済できないと、将来まで影響が出ることも…

カモにならないために

- 実際には一人も加入させられず、商品を購入するためのローンだけが残る場合が多いので、「絶対もうかる」という勧誘には乗らない。
- **友達を勧誘すると、自分自身が加害者になってしまうこと**になります。強引な勧誘で**人間関係が壊れる**こともあります。友達を大切に!

■ アポイントメントセールス



販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、「あなただけ特別!!」「安くするから!」などと勧誘し、高額な契約を結ばせる商法。最近では悪質事業者が**SNSを悪用して接近し**、高額な契約を迫る手口も増えてきています。

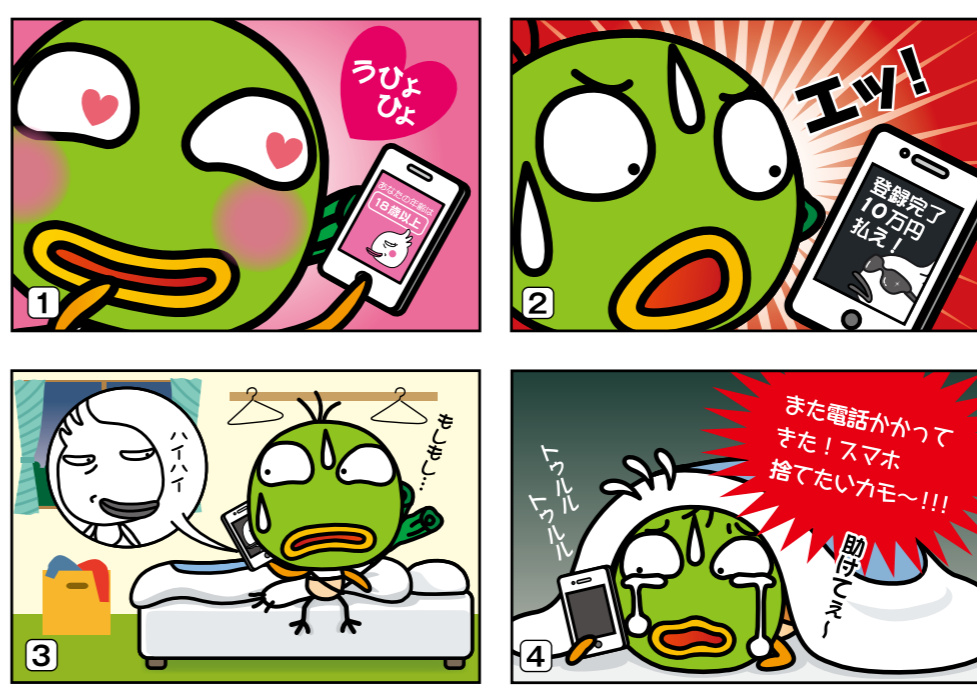
カモにならないために

- **SNSで知り合った人と会う時は慎重**に対応しましょう。
- 「あなただけ特別!」などと気を引く言葉で勧誘されてもその場の雰囲気契約を結ばないで!

■ こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後日、「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座の契約を強引に結ばせる手口もあるので注意しましょう。

■ 架空請求 / 不当請求(ワンクリック請求)



アダルトサイトの中には、ワンクリック請求と言われる不当な請求をするサイトがあります。利用料金や利用規約を明示せず、利用者が「次へ」などを**安易にクリック**すると「契約完了」「料金請求」などと表示され、**高額な利用料金が請求**されます。また、**身に覚えのない「連絡がなければ法的措置を取ります」「最終通告」**などと書かれた**メールやハガキ**が届いて、連絡させようとする架空請求もあります。

カモにならないために

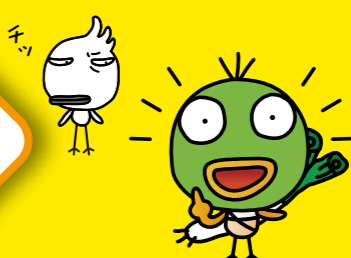
- 「連絡するように」との文句に慌てて自分から連絡すると、自分の個人情報を教えることになってしまいます。このような事業者からのメールや電話などは**徹底的に無視**しましょう!
- 不審なメールや電話が来たら、**受信・着信拒否設定**や**メールアドレスを変更**するなどの対策をとりましょう!

これだけは覚えておこう!

「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない!

悪質商法カモ?と思ったら、消費生活センターへ相談しましょう!

経験豊かな相談員が、解決のお手伝いをします。



ひとりで悩まず、困ったときにはすぐ相談!!
東京都消費生活総合センター
03-3235-1155